# 令和７年度花による美しいまちづくり講演会運営業務委託仕様書

## １．委託事業名

令和７年度花による美しいまちづくり講演会運営業務委託

## ２．目的

本業務は、福岡県花による美しいまちづくりのコーディネーターによる講演会の開催にあたり、その企画及び運営等、全体調整を実施するもの。

なお、「花による美しいまちづくり」とは県民・企業・行政が一体となって、まちなかを花や草木で彩り、子どもからお年寄りまで誰もが住みたいと思う花あふれる豊かなまちをつくる取組みであり、本業務に係る講演会は、県民、企業、市町村に対し、花や緑を活用した地域振興に関する講演会を開催し、県民等の取組への機運醸成を図ることを目的とする。

## ３．委託業務の実施期間

契約締結の日から令和８年３月１８日までとする。

## ４．事業概要

コーディネーターによる講演会の開催

上記２の目的に掲げる目的を達成するための講演会を企画し開催する。

（１）開催日時

令和７年１１月～令和８年２月の土日祝のうち１日

（２）開催場所

朝倉市（予定）

（３）参加人数

約４００名

（４）当日の運営

会場設営

リハーサル

講演（２時間程度）

## ５．業務内容

（１）講演会の企画、運営に係る業務

①講演会の企画に関する資料作成

②講演会の司会を含む進行に関する資料作成

③講演会の講師への連絡調整、報償費、交通費等の支払いに関すること

④講演会に係る印刷物の作成

進行台本・運営マニュアル（約 30 部）、当日配布プログラム・アンケート等の作成（約 400 部）

⑤講演会当日に必要な、立看板（両面仕様）、スタンド、ポップスタンド、舞台タイトル看板、マイク・音響備品、その他必要な備品に関する情報収集及び調整
⑥会場利用費、備品の貸出費用等の支払いに関する情報収集
⑦会場の音響・照明（共に会場付帯設備）に関する調整及び当日対応
⑧協議議事録作成、実績報告書作成

（２）広報業務
①チラシ及びポスター(いずれも「花による美しいまちづくり」のロゴマーク入り）を作成し電子データを県に納品すること
②その他広報に関すること

【花による美しいまちづくりロゴ】

（３）申込受付業務
①オンライン予約フォームの作成
②申込者の取りまとめ

（４）講演会の運営業務
①会場の管理者及びコーディネーターとの事前打ち合わせ
②当日の会場運営、進行管理
③講演会の看板類の備品の準備、設置、撤去
④会場の音響備品、照明の準備、調整、撤去

（５）管理
①講演会の記録に関すること（定点カメラ１台で映像記録）
②著作権使用料が発生する場合は、その使用に関する情報収集及び調整

（６）講演会の映像の公開
記録した講演会の映像を後日 YouTube に掲載

（７）発注者が行うこと
①開催会場の予約
②５_（２）により制作したチラシの配布先の情報提供

（８）その他

①本業務実施に伴い必要な提出書類の作成・提出

②その他本業務の遂行に必要な事務・作業

③事業実施にあたり必要な連絡調整

④運営する中で疑義が生じた場合は、その都度、受注者と協議の上で決定すること

## ６．成果物の提出

①成果物

業務完了後 10 日以内に下記を提出し、発注者の完了検査を受けること。

・業務完了報告書（Ａ４カラー　簡易製本）　２部

・電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ―Ｒ）　２枚

②提出場所

福岡県都市計画課（福岡県福岡市博多区東公園 7-7）

## ７．特記事項

（１）契約に係る費用（印紙代等）は受託者の負担とする。

（２）委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、賃借料、謝金等）を含む。

（３）コーディネーターの報償費は、１時間当たり 9,000 円で６時間勤務するとし、交通費は東京駅から朝倉市までの公共交通機関使用時の費用で算定するものとする。

（４）この仕様書、契約書の他、関係法令等を遵守すること。

（５）委託業務の実施に当たっては、発注者、関係市町村、会場関係者及びコーディネーターと十分に協議しながら事業を進めることとする。

（６）委託契約の履行過程に生じた成果物、製作物の著作権は、発注者に帰属する。

（７）委託契約に関する事項については機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。

（８）県は委託業務の履行状況を確認するため、必要に応じ立入検査を行うことができる。

（９）県は委託業務終了後、速やかに完了検査を実施する。

(10) 個人情報の取り扱いは、別添「保有個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(11) 本仕様書に定めがない事項または本仕様書の各条項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。